

平成29年度〔第1四半期〕随意契約の結果（500万円以上の工事、物品、委託）

健康医療福祉部

(注)※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」(※1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」(※2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約は契約締結日)	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠法令 ※1	適用 類型 ※2
健康福祉政策課	地域生活定着支援センター事業委託	地域生活定着支援センターの運営	平成29年4月1日～平成30年3月31日	社会福祉法人グロー	18,500,000	福祉支援が必要な高齢者や障害者等の刑務所出所者に対する帰住先調整などを行う司法と福祉制度に精通している唯一の団体のため。	2	3イ
健康福祉政策課	刑事手続段階における高齢者・障害者入口支援事業委託	刑事手続段階における高齢者・障害者に対し、必要な福祉的支援のアセスメント及びコーディネートの実施	平成29年4月1日～平成30年3月31日	社会福祉法人グロー	6,400,000	刑事手続段階における高齢者・障害者で福祉的な支援が必要な者に対する相談援助等の特殊な技術、経験、実績を有している唯一の団体のため。	2	3イ
医療政策課	小児救急電話相談事業委託	小児救急にかかる電話相談事業の委託	平成29年4月1日～平成30年3月31日	株式会社法研	19,980,000	専門的知識を有する保健師、看護師等を配置し、年間を通じて相談に対応できる体制を構築することが必須条件であり、価格による競争入札になじまないため。	2	4
医療政策課	救急医療情報システム医療機関確保事業委託	救急医療情報システムの運営に必要な医療機関の受入れ体制の確保に係る調整業務の委託	平成29年4月1日～平成30年3月31日	一般社団法人滋賀県病院協会	5,921,640	当該事業を実施するためには、病院の協力が不可欠であり、県内の病院が集まる団体である県病院協会以外に効果的かつ適切に事業を実施できないため。 *債務負担行為を含む契約	2	3イ
医療政策課	滋賀県医師キャリアサポートセンター事業委託	医師のキャリア形成支援・総合相談窓口の運営等	平成29年4月1日～平成30年3月31日	国立大学法人滋賀医科大学	19,900,000	県内唯一の医科大学であり、地域医療機関との調整や医師のキャリア形成支援等ができる体制が整っているため。	2	3イ
医療政策課	滋賀県ナースセンター事業委託	ナースバンク事業・看護の心普及事業・訪問看護師養成講習会・調査事業・サテライト事業等の実施	平成29年4月1日～平成30年3月31日	公営社団法人滋賀県看護協会	23,000,000	公益社団法人滋賀県看護協会は、滋賀県が「看護師等の人材確保の促進に関する法律」第14条に基づき指定している県内唯一のナースセンターであるため。	2	3イ
医療政策課	在宅医療福祉看護職員専門研修事業委託	訪問看護ステーション、介護施設等へ再就業を希望する潜在看護職員を対象とした研修事業委託	平成29年4月1日～平成30年3月31日	公営社団法人滋賀県看護協会	7,000,000	在宅医療福祉を担う施設、訪問看護ステーション等の看護職員の勤務実態を把握し、潜在看護職員の情報蓄積する県内唯一の機関であるため。	2	3イ

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約は契約締結日)	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
医療政策課	再就業コーディネーター 配置事業委託	在宅医療福祉を担う看護 職員確保のため、再就業 コーディネーターを配置す る等、潜在看護職員の再 就業を支援・促進する業務	平成29年4月1日～平成30年3月31日	公営社団法人滋賀県 看護協会	8,200,000	在宅医療福祉を担う施設、訪問看護ステーション 等の看護職員の勤務実態を把握し、潜在看護職 員の情報を蓄積する県内唯一の機関であるた め。	2	3イ
看護専門学校	臨地実習委託	学生の病院臨地実習 (単価契約)	平成29年5月8日～平成30年2月22日	長浜赤十字病院	5,270,832	県内において単価が統一されており、また契約相 手方は実習病院の指定を受けた学生受入可能な 施設であるため。	2	6
健康寿命推進 課	臓器移植連絡調整者 (コーディネーター)設置 事業委託	臓器移植の推進及び臓器 提供者の家族や医療機関 の理解を深めるため、臓 器移植連絡調整者を設置 し、移植医療の推進を図 る。	平成29年4月1日～平成30年3月31日	公益財団法人滋賀県 健康づくり財団	7,893,000	移植医療に関する普及啓発等を行うことも目的と し設立され、また、臓器移植にかかるあっせん業 務などの特殊な業務を遂行するための専門的な 技術がある団体である。これらのことから、当該事 業を実施するためには、当団体以外に代替しうる 団体がない。	2	3イ
健康寿命推進 課	小児医療体制整備事業 委託	小児医療体制整備事業の 実施	平成29年4月1日～平成30年3月31日	社会福祉法人びわこ学 園	6,110,000	小児医療体制の整備には、医療的ケアが必要な 重症児の在宅医療体制について専門的な知識と 技術が必要であり、重症児に対する保健福祉医 療の総合支援施設である当団体以外に事業を実 施できる団体がないため。	2	3イ
健康寿命推進 課	小児慢性特定疾病児童 等療育相談事業委託	小児慢性特定疾病児童等 療育相談事業の実施	平成29年4月1日～平成30年3月31日	社会福祉法人びわこ学 園	7,545,000	小児慢性特定疾病児童等に対して助言等を行う ためには、長期療養児の相談やケア、関係機関と の連絡調整について、専門的な知識と技術が必 要であり、専門的な訪問看護ステーションを有す る当団体以外に事業を実施できる団体がないた め。	2	3イ
健康寿命推進 課	緊急搬送コーディネー ター事業委託	周産期における緊急搬送 コーディネーター事業の実 施	平成29年4月1日～平成30年3月31日	大津赤十字病院	8,000,000	本事業は、周産期医療に関連する病院等に対す る情報提供及び周産期医療の広域連携を図るも のであり、専門的な知識と経験が必要である。当 団体は、周産期医療の拠点病院として周産期の 救急症例情報の集積・分析を行ってきた実績があ り、本事業を実施できる唯一の団体であるため。	2	3イ
健康寿命推進 課	障害児(者)歯科治療事 業委託	一般の歯科診療所での診 療が困難な障害児(者)の 歯科診療	平成29年4月1日～平成30年3月31日	一般社団法人滋賀県 歯科医師会	26,409,000	障害児(者)の歯科治療を実施するための特殊な 歯科治療設備を要し、また、専門のスタッフを整え ている滋賀県歯科医師会(口腔衛生センター) が、当該事業を委託できる県内唯一の団体であ る。	2	3イ

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約は契約締結日)	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
健康寿命推進 課	歯科医師等派遣事業委 託	歯科を標榜していない病 院に対して、歯科専門職を 派遣し、入院患者等の歯 科口腔機能の維持向上を 図る	平成29年4月1日～平成30年3月31日	一般社団法人滋賀県 歯科医師会	5,536,000	他病院への波及や地域の歯科医師、歯科衛生士 との連携を強化するにあたっては、県内の全域、 および圏域単位で活動分野を持つ滋賀県歯科医 師会において他にない。	2	3イ
健康寿命推進 課	不妊専門相談センター 事業委託	不妊・不育専門相談と研 修会・個別相談会の開催、 不妊専門検討会を実施す る	平成29年4月1日～平成30年3月31日	国立大学法人滋賀医 科大学	5,000,000	本事業は、不妊症不育症に関する先進的な知 識、技量技術を併せ持つ機関で実施する必要が あり、本団体は該当する県内唯一の機関であるた め。	2	3イ
健康寿命推進 課	先天性代謝異常検査等 委託	先天性代謝異常検査等マ スクリーニング検査業務	平成29年4月1日～平成30年3月31日	一般財団法人大阪市 環境保健協会	39,950,000	本事業は、検体の検査や各保健所への指導等、 専門的な技術、経験及び検査の精度管理上、継 続して検査を実施できる体制が整っている必要が あるが、本団体以外に継続的に検査を実施できる 団体はないため。	2	3イ
健康寿命推進 課	先天性代謝異常検査等 精密検査業務委託	先天性代謝異常検査等精 密検査業務	平成29年4月1日～平成30年3月31日	国立大学法人滋賀医 科大学	5,000,000	本事業の実施については、精度管理が十分な検 査体制が整っており、医療機関・保護者等に対す る相談体制が整備された医療機関である必要が ある。本団体は、県内における先天性代謝異常検 査等の中心的病院としての役割を担っており、事 業を運営できる唯一の団体であるため。	2	3イ
医療福祉推進 課	福祉人材センター運営 事業委託	福祉人材センターの運営 にかかる業務の委託	平成29年4月1日～平成30年3月31日	社会福祉法人滋賀県 社会福祉協議会	6,679,000	社会福祉法第93条に基づき、社会福祉事業従事 者の確保を目的に設立された法人であり、都道府 県毎に一個に限り指定できる都道府県センターと しての指定を行っている唯一の団体であるため	2	3イ
医療福祉推進 課	福祉人材バンク運営事 業委託	県北部における福祉人材 センターの支所(福祉人材 バンク)の運営にかかる業 務の委託	平成29年4月1日～平成30年3月31日	社会福祉法人滋賀県 社会福祉協議会	12,000,000	社会福祉法第93条に基づき、社会福祉事業従事 者の確保を目的に設立された法人であり、都道府 県毎に一個に限り指定できる都道府県センターと しての指定を行っている唯一の団体であるため。	2	3イ
医療福祉推進 課	介護・福祉人材確保緊 急支援事業委託	福祉人材センターを支援 拠点とした介護・福祉人材 の確保、育成、定着促進 にかかる業務の委託	平成29年4月1日～平成30年3月31日	社会福祉法人滋賀県 社会福祉協議会	37,891,000	社会福祉法第93条に基づき、社会福祉事業従事 者の確保を目的に設立された法人であり、都道府 県毎に一個に限り指定できる都道府県センターと しての指定を行っている唯一の団体であるため。	2	3イ

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約は契約締結日)	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠法令 ※1	適用 類型 ※2
医療福祉推進課	障害者介護職員養成事業委託	障害者を対象に介護職員初任者研修を実施し、介護職員の養成を行う業務の委託	平成29年4月1日～平成30年3月31日	特定非営利活動法人滋賀県社会就労事業振興センター	6,572,000	当該事業は障害者支援に関する知識と経験に加え、介護サービス事業所等との密接な連携が求められるが、そのような知識と経験を有し、障害所の就労支援、企業・労働・教育・保健・医療等の関係機関・団体とのネットワーク構築に関する事業を行い、全県下を対象に活動するのは当該団体のみであるため。	2	3イ
医療福祉推進課	介護支援専門員研修事業委託	介護支援専門員研修の実施の委託	平成29年4月1日～平成30年3月31日	社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会	54,207,000	当団体は社会福祉法に基づき「社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修」を行う機関であり社会福祉事業従事者の養成・研修にかかる経験や人材の蓄積があり、経年的に同水準の研修を実施するために、必須となる人材養成の実績とノウハウを有する唯一の団体であるため。	2	3イ
医療福祉推進課	主任介護支援専門員更新研修事業委託	主任介護支援専門員更新研修の実施の委託	平成29年4月1日～平成30年3月31日	滋賀県介護支援専門員連絡協議会	6,486,000	当該事業は、主任介護支援専門員の継続的な資質向上を図るために、主任介護支援専門員に求められている介護支援専門員の人材育成や地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくり等が習得できるような研修会を企画・開催するものであり、当該事業を実施できる県内唯一の団体であるため。	2	3イ
医療福祉推進課	喀痰吸引等研修事業委託(第一号、第二号研修)	喀痰吸引等研修事業(第一号、第二号研修)の実施の委託	平成29年4月1日～平成30年3月31日	社会福祉法人華頂会	11,073,000	当該事業は、介護職員が医療的ケアを適切に実施できる水準にまで到達させることを目的として実施するものであり、県内の社会福祉士養成校のうち、医療的ケアを含む実務者研修の実施施設として体制を整えている唯一の団体であるため。	2	3イ
障害福祉課	難病医療支援体制推進事業委託	難病医療連携協議会運営業務	平成29年4月1日～平成30年3月31日	国立大学法人滋賀医科大学	6,995,000	滋賀医科大学医学部附属病院は、すべての疾患群において拠点病院であり、難病患者の診療のための十分な診療体制が整備されている。また、高度先進医療を行っている大学病院であり、各分野の専門医・専門看護師が在籍しており、各医療機関への研修も実施可能である。また、診療とともに教育と研究を一体的に行っている件な医唯一の大学病院である。以上より難病医療に関する専門的な組織である滋賀医科大学医学部附属病院が本事業を行うことが効果的であるため。	2	3イ

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約は契約締結日)	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
障害福祉課	障害者権利擁護対策事業委託	・障害者虐待防止に係る業務 ・障害者の権利擁護にかかる相談対応等	平成29年4月1日 ～ 平成30年3月31日	社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会	7,076,440	(福)滋賀県社会福祉協議会は、障害者虐待にかかる未然防止等に関し、地域における関係機関・団体等と幅広くネットワークを有し、かつ、権利擁護について深い専門性を有するとともに、障害者福祉について精通する県内で唯一の団体であり、他に代替しうるものがないため。	2	3イ
障害福祉課	難病相談支援センター事業委託	難病患者の相談支援にかかる事業等	平成29年4月1日 ～ 平成30年3月31日	特定非営利活動法人滋賀県難病連絡協議会	10,550,000	難病連絡協議会は、長年にわたり、疾患ごとに相談員が対応してきた実績がある。そのため、滋賀県において当センター事業を実施し、また事業の特徴としているピアカウンセリングを適切に実施するためには、難病連絡協議会以外に代替しうる団体がないため。	2	3イ
障害福祉課	自立支援医療費審査支払事務委託	精神通院医療にかかる診療報酬の審査支払事務	平成29年4月1日 ～ 平成30年3月31日	滋賀県国民健康保険団体連合会	12,675,420	障害者総合支援法の規定により当該事務を委託できる県内唯一の機関であるため。	2	1
障害福祉課	自立支援医療費審査支払事務委託	精神通院医療にかかる診療報酬の審査支払事務	平成29年4月1日 ～ 平成30年3月31日	社会保険診療報酬支払基金滋賀支部	13,677,096	障害者総合支援法の規定により当該事務を委託できる県内唯一の機関であるため。	2	1
障害福祉課	特定疾患支払事務委託	特定疾患治療研究費にかかる診療報酬の審査支払事務(単価契約)	平成29年4月1日 ～ 平成30年3月31日	滋賀県国民健康保険団体連合会	7,199,108	難病法の規定により当該事務を委託できる県内唯一の機関であるため。	2	1
障害福祉課	障害者社会参加推進センター運営事業委託	障害者の地域における社会参加を促進する業務	平成29年4月1日 ～ 平成30年3月31日	公益財団法人滋賀県身体障害者福祉協会	7,092,000	事業実施に必要な身体・知的・精神の3障害に関する技術や技能、実績、経験、関係団体との調整機能等を要し、他に代替しうる者がいないため。	2	3イ
障害福祉課	高校・大学を対象とした発達障害キャリア支援モデル事業委託	発達障害のある生徒や学生への特性に応じた進路支援の実施のため、モデル地域内私立高校・大学への支援を実施	平成29年4月1日 ～ 平成30年3月31日	社会福祉法人しが夢翔会	7,000,000	発達障害を持つ高校・大学生の支援を数多く実践し、支援ノウハウも蓄積されている社会福祉法人は他に存在しないため。	2	3イ
障害福祉課	発達障害者自立生活支援事業委託	発達障害者が身近な地域で自立生活に向けた支援サービスを受けることができる体制の整備	平成29年4月1日 ～ 平成30年3月31日	社会福祉法人グロー	7,000,000	就労支援プログラムと生活支援プログラムを構築し、高機能の発達障害者への支援ノウハウが蓄積されている社会福祉法人は他に存在しないため。	2	3イ

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約は契約締結日)	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
障害福祉課	発達障害者支援センター運営事業委託	発達障害者への専門的な相談支援の実施	平成29年4月1日 ~ 平成30年3月31日	社会福祉法人グロー	48,700,000	本事業は、発達障害者への専門相談他や他の支援機関に対する助言や研修を実施するなど、県の発達障害者支援の中核を担う事業であるが、発達障害者支援に関して、利用者支援の継続性を担保しつつ専門的な職員を確保することができる法人が他に存在しないため。	2	3イ
障害福祉課	障害者就業・生活支援センター事業委託	支援対象障害者の家族・職場等を訪問することにより、生活上の相談に応ずるなど、就業およびこれに伴う日常生活または社会生活に必要な支援	平成29年4月1日 ~ 平成30年3月31日	特定非営利活動法人「おおつ障害者の生活と労働」協議会	9,114,000	障害者の雇用の促進等に関する法律第33条の規定に基づき同法による障害者就業・生活支援センターの指定を受けることが条件となっているため。	2	3イ
障害福祉課	障害者就業・生活支援センター事業委託	支援対象障害者の家族・職場等を訪問することにより、生活上の相談に応ずるなど、就業およびこれに伴う日常生活または社会生活に必要な支援	平成29年4月1日 ~ 平成30年3月31日	社会福祉法人あすこみっと	9,114,000	障害者の雇用の促進等に関する法律第33条の規定に基づき同法による障害者就業・生活支援センターの指定を受けることが条件となっているため。	2	3イ
障害福祉課	障害者就業・生活支援センター事業委託	支援対象障害者の家族・職場等を訪問することにより、生活上の相談に応ずるなど、就業およびこれに伴う日常生活または社会生活に必要な支援	平成29年4月1日 ~ 平成30年3月31日	社会福祉法人しがらき会	9,114,000	障害者の雇用の促進等に関する法律第33条の規定に基づき同法による障害者就業・生活支援センターの指定を受けることが条件となっているため。	2	3イ
障害福祉課	障害者就業・生活支援センター事業委託	支援対象障害者の家族・職場等を訪問することにより、生活上の相談に応ずるなど、就業およびこれに伴う日常生活または社会生活に必要な支援	平成29年4月1日 ~ 平成30年3月31日	社会福祉法人わたむきの里福祉会	9,114,000	障害者の雇用の促進等に関する法律第33条の規定に基づき同法による障害者就業・生活支援センターの指定を受けることが条件となっているため。	2	3イ

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約は契約締結日)	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
障害福祉課	障害者就業・生活支援 センター事業委託	支援対象障害者の家族・ 職場等を訪問することによ り、生活上の相談に応ずる など、就業およびこれに伴 う日常生活または社会生 活に必要な支援	平成29年4月1日 ~ 平成30年3月31日	社会福祉法人ひかり福 祉会	9,114,000	障害者の雇用の促進等に関する法律第33条の規 定に基づき同法による障害者就業・生活支援セン ターの指定を受けることが条件となっているため		2 3イ
障害福祉課	障害者就業・生活支援 センター事業委託	支援対象障害者の家族・ 職場等を訪問することによ り、生活上の相談に応ずる など、就業およびこれに伴 う日常生活または社会生 活に必要な支援	平成29年4月1日 ~ 平成30年3月31日	社会福祉法人湖北会	9,114,000	障害者の雇用の促進等に関する法律第33条の規 定に基づき同法による障害者就業・生活支援セン ターの指定を受けることが条件となっているため		2 3イ
障害福祉課	障害者就業・生活支援 センター事業委託	支援対象障害者の家族・ 職場等を訪問することによ り、生活上の相談に応ずる など、就業およびこれに伴 う日常生活または社会生 活に必要な支援	平成29年4月1日 ~ 平成30年3月31日	社会福祉法人ゆたか会	9,114,000	障害者の雇用の促進等に関する法律第33条の規 定に基づき同法による障害者就業・生活支援セン ターの指定を受けることが条件となっているため		2 3イ
障害福祉課	障害福祉サービス事業 所の仕事おこし支援事 業委託	障害者の就労収入の向上 を図るため、事業所への 業務改善支援、商品開 発、販路拡大への助言支 援、人材育成研修など事 業所の仕事おこしを総合 的に支援する	平成29年4月1日 ~ 平成30年3月31日	特定非営利法人滋賀 県社会就労事業振興セ ンター	9,377,000	当該事業者は、平成10年度に就労支援事業所 等における事業を振興し、そこで働く障害者の自 立を支援することを目的に、県内の大多数の事業 所が加盟して設立された唯一の団体であり、就労 支援事業の振興に関する経験・ノウハウを有する 事業者は他に例がなく、代替性が認められないた め。		2 3イ
障害福祉課	介護等の場における知 的障害者就労促進事業 委託	知的障害者の介護事業所 等での就労拡大を図り、 もって知的障害者の就労 促進を図る	平成29年4月1日 ~ 平成30年3月31日	特定非営利法人滋賀 県社会就労事業振興セ ンター	11,500,000	本事業は、介護等の場における知的障害者の就 労促進を目的としており、介護技能研修等を行う ものであり障害者支援や障害者の就労支援に係 る知識・経験および障害福祉サービス事業所、支 援機関、介護事業所等との連携が求められる。そ のような知識と経験を有し、各事業所や団体との 繋がりをもち全県下を対象に活動する団体は、他 に代替しうるものがないため。		2 3イ

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約は契約締結日)	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
障害福祉課	地域ケアシステム推進 事業委託	各福祉圏域で相談支援 体制整備の改善と地域ケ アシステムの円滑な継続 運営への支援	平成29年4月1日 ~ 平成30年3月31日	社会福祉法人グロー	17,493,000	本事業の実施のためには、地域における障害者 支援の専門性を有するとともに、障害者福祉に対 する深い理解と経験を有することが必要となる が、こうした要件をみたく事業体は、県立社会福 祉施設の管理運営を受託するなど障害者福祉の 実践に対し深いノウハウを有し、在宅サービスの 展開や民間社会福祉事業の育成、福祉文化の創 造や普及を行う部署(企画事業部)を有する(社福) グロー以外に存在しないため。	2	3イ
障害福祉課	障害者アート公募展開 催事業委託	障害者アート公募展の開 催	平成29年4月1日 ~ 平成30年3月31日	公益財団法人滋賀県 手をつなぐ育成会	5,000,000	当展覧会に出品する作品を公募するに当たり、在 宅障害者の情報を共有するネットワークを組織し ているとともに、障害者福祉に対する深い理解と 経験を有することが必要であるが、こうした要件を 満たす事業体は県内では公益社団法人手をつな ぐ育成会のほかにないため	2	3イ
障害福祉課	聴覚障害者コミュニケー ション確保対策事業委 託	聴覚障害者のコミュニケー ションの確保を図るための 対策事業	平成29年4月1日 ~ 平成30年3月31日	社会福祉法人滋賀県 聴覚障害者福祉協会	17,766,000	本事業の目的は、聴覚障害者のコミュニケーショ ン手段を確保し、聴覚障害者の社会参加を促進 することであり、その実施にあたっては、聴覚障害 者福祉の専門性を有すること、聴覚障害者福祉 に対する理解と経験を有することが必要条件とな ることから、当該団体しかないため。	2	3イ
障害福祉課	障害者IT支援センター・I Tサロン運営事業委託	障害者IT支援センターおよ びITサロンを設置し運営す る	平成29年4月1日 ~ 平成30年3月31日	NPO法人滋賀県社会就 労事業振興センター	6,049,000	滋賀県社会就労事業振興センターは、就労系障 害福祉サービス事業所を会員に持ち障害者の就 労と社会参加の促進を図るため、障害者の新た な就労の場の確保、新規計画の実施、就労相談 活動、営業、相談活動、情報収集、調査活動、新 しい仕事の開拓を実施し、ITを活用した障害者の 就労支援に精通している県内でただ一つの団体 であるため	2	3イ
障害福祉課	視覚障害者社会参加促 進事業委託	視覚障害者の社会参加を 促進するため情報提供・ 生活訓練等の事業を実施 する	平成29年4月1日 ~ 平成30年3月31日	社会福祉法人滋賀県 視覚障害者福祉協会	5,069,000	(福)滋賀県視覚障害者福祉協会は視覚障害者 福祉を目的に設立された団体であり、視覚障害 者への広報事業や点訳・音訳ボランティア、同行援 護従業者の養成研修等に精通する唯一の団体で あるため。	2	3イ
障害福祉課	盲ろう者社会参加促進 事業委託	盲ろう者に対し、生活訓 練、コミュニケーション手段 の確保等を行い、社会参 加を促進する	平成29年4月1日 ~ 平成30年3月31日	NPO法人しが盲ろう者 友の会	17,144,000	本事業は、視覚と聴覚とに重複して障害をもち、コ ミュニケーションの困難さから生じる生活の悩み や不安を抱えている盲ろう者の相談対応を目的と していることから、その実施にあたっては、盲ろう 者福祉の専門性を有すること、盲ろう者福祉に対 する理解と経験を有することから、定非営利活動 法人しが盲ろう者友の会の他にはないため	2	3イ



契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約は契約締結日)	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
障害福祉課	障害者自立支援協議会 事業委託	スーパーバイザーの設 置、人材の育成、県域ネッ トワークの強化等	平成29年4月1日～平成30年3月31日	滋賀県障害者自立支 援協議会	15,200,000	本県においては、各圏域に相談支援事業を実施 する事業者等のネットワーク化を進めてきており、 そのネットワークを全域的に構築し、本事業を実 施するために設立されたのが当該団体であり、事 業を実施できる唯一の団体であるため。	2	3イ
障害福祉課	重症心身障害者ケアマ ネジメント支援事業委託	重症心身障害児(者)ケア マネジメントの専門的指 導・支援	平成29年4月1日～平成30年3月31日	社会福祉法人びわこ学 園	10,700,000	重症心身障害児(者)への支援について、医療面 も含めた専門的な知見を有する県内唯一の法人 であるため	2	3イ
障害福祉課	障害児(者)地域生活 ネットワーク支援事業委 託	地域の障害者支援ネッ トワークへの支援	平成29年4月1日～平成30年3月31日	社会福祉法人びわこ学 園	6,000,000	福祉圏域を対象とする事業であり、市町をはじめ 圏域の関係者の了解のある唯一の事業者である ため	2	3イ
障害福祉課	障害児(者)地域生活 ネットワーク支援事業委 託	地域の障害者支援ネッ トワークへの支援	平成29年4月1日～平成30年3月31日	社会福祉法人湖南会	6,000,000	福祉圏域を対象とする事業であり、市町をはじめ 圏域の関係者の了解のある唯一の事業者である ため	2	3イ
障害福祉課	障害児(者)地域生活 ネットワーク支援事業委 託	地域の障害者支援ネッ トワークへの支援	平成29年4月1日～平成30年3月31日	社会福祉法人グロー	6,000,000	福祉圏域を対象とする事業であり、市町をはじめ 圏域の関係者の了解のある唯一の事業者である ため	2	3イ
障害福祉課	障害児(者)地域生活 ネットワーク支援事業委 託	地域の障害者支援ネッ トワークへの支援	平成29年4月1日～平成30年3月31日	社会福祉法人蒲生野 会	6,000,000	福祉圏域を対象とする事業であり、市町をはじめ 圏域の関係者の了解のある唯一の事業者である ため	2	3イ
障害福祉課	障害児(者)地域生活 ネットワーク支援事業委 託	地域の障害者支援ネッ トワークへの支援	平成29年4月1日～平成30年3月31日	社会福祉法人とよさと	6,000,000	福祉圏域を対象とする事業であり、市町をはじめ 圏域の関係者の了解のある唯一の事業者である ため	2	3イ
障害福祉課	障害児(者)地域生活 ネットワーク支援事業委 託	地域の障害者支援ネッ トワークへの支援	平成29年4月1日～平成30年3月31日	社会福祉法人湖北会	6,000,000	福祉圏域を対象とする事業であり、市町をはじめ 圏域の関係者の了解のある唯一の事業者である ため	2	3イ
障害福祉課	障害児(者)地域生活 ネットワーク支援事業委 託	地域の障害者支援ネッ トワークへの支援	平成29年4月1日～平成30年3月31日	社会福祉法人虹の会	6,000,000	福祉圏域を対象とする事業であり、市町をはじめ 圏域の関係者の了解のある唯一の事業者である ため	2	3イ
障害福祉課	精神障害者相談支援体 制整備事業委託	各圏域に、相談支援に関 するアドバイザーを配置 し、地域のネットワーク 構 築に向けた指導・調整等 の広域的支援を行うこと により、地域における精 神 障害者の相談支援体制の 整備を推進する事業	平成29年4月1日～平成30年3月31日	医療法人藤樹会	6,370,000	本事業は保健福祉圏域単位で、精神障害者の地 域生活支援を推進していく仕組みをつくるため、 関係機関が連携を図りながら実施する事業であ り、委託先を福祉圏域を対象として相談支援事 業を運営する社会福祉法人等としているため。	2	3イ

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約は契約締結日)	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
障害福祉課	精神障害者相談支援体制整備事業委託	各圏域に、相談支援に関するアドバイザーを配置し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行うことにより、地域における精神障害者の相談支援体制の整備を推進する事業	平成29年4月1日～平成30年3月31日	医療法人周行会	6,370,000	本事業は保健福祉圏域単位で、精神障害者の地域生活支援を推進していく仕組みをつくるため、関係機関が連携を図りながら実施する事業であり、委託先を福祉圏域を対象として相談支援事業を運営する社会福祉法人等としているため。	2	3イ
障害福祉課	精神障害者相談支援体制整備事業委託	各圏域に、相談支援に関するアドバイザーを配置し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行うことにより、地域における精神障害者の相談支援体制の整備を推進する事業	平成29年4月1日～平成30年3月31日	社会福祉法人さわらび福祉会	6,370,000	本事業は保健福祉圏域単位で、精神障害者の地域生活支援を推進していく仕組みをつくるため、関係機関が連携を図りながら実施する事業であり、委託先を福祉圏域を対象として相談支援事業を運営する社会福祉法人等としているため。	2	3イ
障害福祉課	精神障害者相談支援体制整備事業委託	各圏域に、相談支援に関するアドバイザーを配置し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行うことにより、地域における精神障害者の相談支援体制の整備を推進する事業	平成29年4月1日～平成30年3月31日	一般社団法人水口病院	6,370,000	本事業は保健福祉圏域単位で、精神障害者の地域生活支援を推進していく仕組みをつくるため、関係機関が連携を図りながら実施する事業であり、委託先を福祉圏域を対象として相談支援事業を運営する社会福祉法人等としているため。	2	3イ
障害福祉課	精神障害者相談支援体制整備事業委託	各圏域に、相談支援に関するアドバイザーを配置し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行うことにより、地域における精神障害者の相談支援体制の整備を推進する事業	平成29年4月1日～平成30年3月31日	社会福祉法人わたむきの里福祉会	6,370,000	本事業は保健福祉圏域単位で、精神障害者の地域生活支援を推進していく仕組みをつくるため、関係機関が連携を図りながら実施する事業であり、委託先を福祉圏域を対象として相談支援事業を運営する社会福祉法人等としているため。	2	3イ
障害福祉課	精神障害者相談支援体制整備事業委託	各圏域に、相談支援に関するアドバイザーを配置し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行うことにより、地域における精神障害者の相談支援体制の整備を推進する事業	平成29年4月1日～平成30年3月31日	社会福祉法人きぼう	6,370,000	本事業は保健福祉圏域単位で、精神障害者の地域生活支援を推進していく仕組みをつくるため、関係機関が連携を図りながら実施する事業であり、委託先を福祉圏域を対象として相談支援事業を運営する社会福祉法人等としているため。	2	3イ

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約は契約締結日)	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
障害福祉課	精神障害者相談支援体制整備事業委託	各圏域に、相談支援に関するアドバイザーを配置し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行うことにより、地域における精神障害者の相談支援体制の整備を推進する事業	平成29年4月1日～平成30年3月31日	社会福祉法人とよさと	6,370,000	本事業は保健福祉圏域単位で、精神障害者の地域生活支援を推進していく仕組みをつくるため、関係機関が連携を図りながら実施する事業であり、委託先を福祉圏域を対象として相談支援事業を運営する社会福祉法人等としているため。	2	3イ
障害福祉課	精神障害者相談支援体制整備事業委託	各圏域に、相談支援に関するアドバイザーを配置し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行うことにより、地域における精神障害者の相談支援体制の整備を推進する事業	平成29年4月1日～平成30年3月31日	医療法人遙山会	6,370,000	本事業は保健福祉圏域単位で、精神障害者の地域生活支援を推進していく仕組みをつくるため、関係機関が連携を図りながら実施する事業であり、委託先を福祉圏域を対象として相談支援事業を運営する社会福祉法人等としているため。	2	3イ
障害福祉課	精神障害者相談支援体制整備事業委託	各圏域に、相談支援に関するアドバイザーを配置し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行うことにより、地域における精神障害者の相談支援体制の整備を推進する事業	平成29年4月1日～平成30年3月31日	社会福祉法人ひかり福祉会	6,370,000	本事業は保健福祉圏域単位で、精神障害者の地域生活支援を推進していく仕組みをつくるため、関係機関が連携を図りながら実施する事業であり、委託先を福祉圏域を対象として相談支援事業を運営する社会福祉法人等としているため。	2	3イ
障害福祉課	精神障害者相談支援体制整備事業委託	各圏域に、相談支援に関するアドバイザーを配置し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行うことにより、地域における精神障害者の相談支援体制の整備を推進する事業	平成29年4月1日～平成30年3月31日	社会福祉法人虹の会	6,370,000	本事業は保健福祉圏域単位で、精神障害者の地域生活支援を推進していく仕組みをつくるため、関係機関が連携を図りながら実施する事業であり、委託先を福祉圏域を対象として相談支援事業を運営する社会福祉法人等としているため。	2	3イ
障害福祉課	児童思春期・精神保健医療体制整備事業委託	精神保健医療体制強化研究事業および児童思春期医療体制強化研究事業委託	平成29年4月1日～平成30年3月31日	国立大学法人滋賀医科大学	17,000,000	児童・思春期に関する専門的な知識が必要であり、滋賀医科大学は、かねてより児童・思春期医療の研究を行っており、当該事業を委託できる県内唯一の附属病院を有した教育機関であるため。	2	3イ

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約は契約締結日)	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
障害福祉課	高次脳機能障害支援センター運営事業委託	高次脳機能障害支援センターの運営を委託する。	平成29年4月1日～平成30年3月31日	社会福祉法人グロー	11,531,000	契約の相手方は、障害者支援施設の運営の実績があり、高次脳機能障害者団体の支援を行っており、当該センターの効果的な運営ができる唯一の団体であるため。	2	3イ
障害福祉課	特定疾患大津市事務委託	特定医療等申請にかかる受付業務委託	平成29年4月1日～平成30年3月31日	大津市	6,376,952	本事業は難病法に基づく指定難病の特定医療費等を受付事務を各圏域の保健所を通して行うものである。各圏域のうち、大津圏域については保健所は県ではなく、大津市に設置されており、他に代替しうるものがないため。	2	2
障害福祉課	ひきこもり者と家族に学ぶ公私協働による地域づくり事業委託	ひきこもり支援における先進的実践事例の蓄積や支援方法や成果の類型化等により全県に普及させる。	平成29年6月1日～平成30年3月31日	社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会	6,206,000	契約の相手方は、滋賀の縁創造実践センターの活動として、ひきこもり当事者・家族支援に継続的に関わり、そのノウハウを一定蓄積していることおよび県内の各関係機関との公私協働による地域づくりを実践しており、効果的な支援を実施できる唯一の法人であるため。	2	3イ
精神保健福祉センター	自殺予防電話相談事業委託	自殺予防電話相談業務全般の運営委託	平成29年4月1日～平成30年3月31日	滋賀県臨床心理士会	10,626,000	メンタルヘルス・ストレスに対するケアを専門的に扱う職種は臨床心理士のみであり、この事業委託を実施できるのは臨床心理士会のみである。また、臨床心理士の集まりである臨床心理士会は、県内に一団体のみである。	2	3イ
薬務感染症対策課	肝疾患診療地域連携体制強化事業委託	肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会の運営や肝炎相談センターの設置等拠点病院事業等の委託	平成29年4月1日～平成30年3月31日	国立大学法人滋賀医科大学	7,870,000	国の実施要綱に基づき、肝炎相談センターの設置・運営は、肝疾患診療連携拠点病院において実施することと定められているため。	2	3イ
薬務感染症対策課	平成29年度患者のための薬局ビジョン推進事業委託	モデル事業の実施	平成29年5月8日～平成30年3月30日	一般社団法人滋賀県薬剤師会	5,000,000	当該事業は、厚生労働省が作成した「患者のための薬局ビジョン」にかかるモデル事業を実施するもので、実施主体が薬剤師および薬局であることから、これを実施できる団体は、一般社団法人滋賀県薬剤師会しかないため。	2	3イ
生活衛生課	動物保護管理業務委託	野犬等の捕獲、抑留、回収、運搬業務、動物の適正飼養啓発事業およびそれらに付随する事業を委託する。	平成29年4月1日～平成30年3月31日	一般財団法人滋賀県動物保護管理協会	69,143,000	左記協会は、県内全域を対象として犬による迷惑、苦情等の処理、野犬等や特定動物の収容、譲渡など動物の愛護、保護管理、適正飼養管理業務の遂行に必要な特殊分野において高度な技術技能や知識経験を有しており、県内に左記の者に代わる能力を有する団体がないため。	2	3イ
子ども・青少年局	母子家庭等就業・自立支援センター業務委託	母子家庭等就業・自立支援センター事業の委託	平成29年4月1日～平成30年3月31日	社会福祉法人滋賀県母子福祉のぞみ会	12,040,000	県内唯一の母子福祉団体であり本事業の遂行に適当な唯一の団体であるため。	2	3イ

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約は契約締結日)	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
子ども・青少年 局	保育士・保育所支援セン ター運営事業業務委託	保育士・保育所支援セン ターの運営(保育人材バン ク、相談や研修による就業 継続支援、就職説明会の 開催など)	平成29年4月1日～平成30年3月31日	一般社団法人滋賀県 保育協議会	9,198,000	法人格を持った保育関係の全県組織であり、従前 より県内の全保育所を対象に各種研修を開催す るなど、専門的な知識と研修実績を有する団体で あって、他に代替するものがないため。	2	3イ
子ども・青少年 局	里親支援事業業務委託	里親支援事業業務	平成29年4月1日～平成30年3月31日	社会福祉法人小鳩会	10,498,000	社会的養護における里親の役割や相談対応の手 法を十分理解しており、本事業を実施すること ができる団体は他に代替するものがないため。	2	3イ
中央子ども家 庭相談セン ター	DV被害者一時保護委 託	DV被害者一時保護(単価 契約)	平成29年4月1日～平成30年3月31日	社会福祉法人滋賀県 母子福祉のぞみ会他	7,258,000	委託団体は、DV法に基づく被害者の一時保護を 行うために、物的、人的体制が整備された母子生 活支援施設を運営する団体であり、県内に左記 の者に代わる能力を有する団体がないため。	2	3イ
彦根子ども家 庭相談セン ター	児童一時保護委託	児童の一時保護(単価契 約)	平成29年4月1日～平成30年3月31日	社会福祉法人小鳩会 他	5,885,000	一時保護所での受入れが困難な場合には、早急 に外部へ一時保護業務を委託する必要がある が、児童の一時保護について必要な設備や専門 知識を有しているのは、県内に所在する児童養護 施設をはじめとする児童福祉施設、ファミリーホー ムおよび里親に限られており、他に代替できるも のがないため。	2	6